

保護者 様

安中市立松井田北中学校長

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんのかかっている病気が感染症の場合、他の生徒に感染する恐れがありますので学校保健安全法施行規則により出席停止になります。この期間は欠席扱いになりません。かかりつけの病院に受診し、病気が治って登校する場合は医師の証明をいただいて学校に提出するようお願いいたします。

出席停止の期間の基準

	学校で予防すべき感染症	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルス A【H5N1】であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ【H5N1】を除く） 百日咳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 麻疹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 流行性耳下腺炎・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 風疹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 水痘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 咽頭結膜熱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 結核・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・・・・・・・・・・・	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 伝染のおそれなくなるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が伝染のおそれがないと認めるまで

注）・上記は基準であって、主治医の証明書があればこの限りではありません。
・手足口病・伝染性紅斑及び溶連菌感染症は、出席停止扱いではありません。

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は前項の規定にかかわらず第1種の感染症
とみなす。

<出席停止の期間の基準について>

*第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっ
ている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医、その他
の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

*第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況によ
り必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

*第1種または第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認
めたととき学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

主治医 様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたらご記入の上、保護
者へお渡し下さい。

安中市立松井田北中学校校長

..... 切 り 取 り 線

証 明 書

安中市立松井田北中学校校長 様

学年・組 _____ 年 _____ 組

氏 名 _____

病 名 _____

上記の者は _____ 月 _____ 日 より出席停止になっておりましたが、他への感染
のおそれがなくなりましたので、 _____ 月 _____ 日より出席して良いと思われ
ます。

備考

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師名